

「第2期山形県医療費適正化計画」の策定について

医療費適正化計画策定の趣旨

- 住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることが必要
- そのための仕組みとして、平成18年度の医療制度改革において「医療費適正化計画」に関する制度が創設

医療費を取り巻く環境

- 高齢化の一層の進行により、特に医療の需要が高い後期高齢者が増加する見込み
- 喫煙は、がん、循環器疾患及び糖尿病等の予防可能な最大の危険因子であり、住民の健康の保持の推進に向け、受動喫煙も含めたたばこ対策の必要性の高まり
- 医療の効率的な提供に向け、新薬と同じ効能や効果で価格の安い後発医薬品の利用の必要性の高まり
- 第1期計画においては介護施設等への転換による療養病床数の削減を目標として設定したが、全国的に転換が進んでいない実態を受け、国では療養病床の機械的削減は行わないよう方針を見直し
(→本県においても療養病床の削減についての目標設定を廃止)

第2期計画のポイント

特定健康診査及び特定保健指導の実施率等についての目標設定

住民の健康の保持の増進の観点から、第1期計画の実績を踏まえ、保険者構成割合に保険者種別ごとの実施率の目標を乗じて目標値を設定
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群については、厚生労働省が定める目安を踏まえ目標値を設定

平均在院日数についての目標設定

医療の効率的な提供の推進の観点から、厚生労働省が示す病床ごとの平均在院日数の全国推計値等を踏まえながら目標値を設定

たばこ対策、後発医薬品の使用促進についての目標設定

第1期計画において設定していた上記①②の目標設定に加え、受動喫煙も含めたたばこ対策、新薬と同じ効能や効果で価格の安い後発医薬品の利用促進に関する目標を設定

「第2期山形県医療費適正化計画」(案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と趣旨
 - ・住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保するための仕組み
- 2 計画の目標年度
 - ・平成29年度
- 3 計画の位置づけ
 - ・高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定に基づく都道府県医療費適正化計画

第3章 達成すべき目標と目標達成に向けた施策

- 1 基本理念
 - ・住民の生活の質を確保、向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものであること
 - ・結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期的に下げていくものであること
- 2 医療費適正化に向けた目標
 - (1)住民の健康の保持の推進に関する目標
 - ①特定健康診査の実施率
40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健康診査を受診
 - ②特定保健指導の実施率
特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上が特定保健指導を受ける
 - ③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
平成20年度と比較して25%以上減少
 - ④喫煙率
成人の喫煙率を全国値以下とする
20歳代及び30歳代の喫煙率を全国値以下とする
 - (2)医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - ①平均在院日数
一般病床 17.4日以下、療養病床(介護療養病床を除く。) 104.8日以下、精神病床 246.9日以下
 - ②後発医薬品の使用促進
後発医薬品の使用割合 36%以上

第4章 計画期間における医療に要する費用の見通し

- 平成29年度の医療費(推計)
 - ・医療費適正化の取組みを実施しない場合 4,072億円(A)
 - ・医療費適正化の取組みを実施した場合 4,016億円(B)
- 医療費適正化の効果は56億円(=A-B)
(厚生労働省が示す推計方法により、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少と平均在院日数の短縮の効果のみを反映)

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 本県の特徴
 - ・高齢化率が高いが、1人当たりの医療費は全国平均と同程度
 - ・健診受診率は全国第1位
 - ・平均在院日数は短い方から全国第12位
 - ・後発医薬品の割合は全国第5位
- 2 課題
 - ・高齢化の進行により、医療費は更に伸びる見込み
 - ・これまで医療費を低く保ってきた要因(高い健診受診率、短い平均在院日数等)の維持と、更なる取組みが必要

3 目標達成に向けて県が取り組む施策

- (1)住民の健康の保持の推進
 - ・特定健康診査及び特定保健指導の推進
 - ・たばこ対策の推進 など
- (2)医療の効率的な提供の推進
 - ①医療機関の機能分担と連携【保健医療計画の再掲】
 - ・地域医療連携の仕組みづくり
 - ・医療圏ごと、医療機関別の機能の明確化と役割分担の促進
 - ・疾病及び事業ごとの医療連携体制の整備 など
 - ②在宅医療及び地域包括ケアの推進【保健医療計画の再掲】
 - ・在宅医療提供体制の整備、地域包括ケアシステムの構築
 - ③後発医薬品の使用促進
 - ・薬局から利用者への情報提供の促進
 - ・後発医薬品に関する正しい知識の普及 など
- (3)その他医療費適正化に向けた取組みの推進
 - ・医療情報の共有化の推進
 - ・高齢者の生きがいづくり、社会参加の推進
 - ・骨粗鬆症対策等の推進
- 4 目標達成に向けた保険者など関係者との連携及び協力
 - ・各保険者は、レセプト点検、医療費適正化のための普及啓発、重複受診者等に対する指導活動、リスクの高い被保険者への受診勧奨、後発医薬品の利用促進等に取り組むことが必要
 - ・県は、保険者及び健診・保健指導機関等と普段から情報交換を行い、相互の連携及び協力を推進

第5章 計画の達成状況の評価

- 1 進捗状況の評価
 - ・法に基づき、平成27年度に中間評価を実施
 - ・より効果的な施策展開を図る観点から、毎年度評価を実施
- 2 実績の評価
 - ・法に基づき、平成30年度に実績評価を実施